環境配慮検討書

令和 4 年1月7日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

四日市農林事務所長

三重県環境調整システム推進要綱第4条の規定に基づき提出します。

対 象	事	業	の名	称	高度水利機能確保基盤整備事業 鈴鹿川沿岸7期地区				
連絡先	担	当	課	名	四日市農林事務所 農村基盤室 農村計画課				
上 座 桁 兀	電	話	番	号	059-352-0646				

1 事業の計画の名称、目的及び内容

(1)名称	鈴鹿川沿岸7期地区					
(2)目的	本地区は一級河川鈴鹿川の右岸から伊勢湾にかけて展開する平坦な水田地帯であり、稲作を中心として営農を行う地域である。					
	農用地の整備状況は、昭和42年から昭和52年にかけて県営ほ場整備事業鈴鹿地区により20~30a区画に整備され、用排水は開水路により完備されているが、整備後約40年が経過し、施設の老朽化が著しく、水管理や施設の維持管理に苦慮している。また、農道幅員も狭いため、大型機械の搬入が困難な状況であり、このような状況から、担い手への農地利用集積の促進が進んでいない状況である。					
	このため、本事業で用水路のパイプライン化と農道の拡幅を併せて行い、水管理の省力化や生産効率の向上を図り、担い手農家への農地集積の加速化を進めていくことを目的とする。					
(3)事業主体	三重県					
(4)計画内容	①計画地の位置 ※位置図を添付する こと 三重県鈴鹿市中箕田町、下箕田町、北若松町、南若松町 土師町、若松西一、二、三、五、六丁目 若松中一、二丁目、若松北一、三丁目					
	②建物・施設等の概 受益面積 A=88.69ha 要 (用途、規模、面積、配置等) 支線 L= 2.47km 支線 L=10.96km ※配置図を添付する こと					
	③用水の使用計画 かんがい期間:4月27日~8月4日、100日間 水源:一級河川鈴鹿川					
	④エネルギーの使用 計画なし計画					
	⑤雨水、汚水の排水 計画 雨水:計画なし 汚水:計画なし					
	⑥道路・交通計画 パイプライン埋設と併せて、一部の農道拡幅(拡幅前4.0m、拡幅後5.0m)を行う。					
	⑦ エ ア)着工の予定時期 ・着工:令和4年4月頃予定 期 ・完工:令和10年3月頃予定 開始の予定時期 ・供用:令和6年4月頃~令和10年4月頃予定					
(5)関連事業計画	なし					
(6)その他	なし					

2 計画地の社会的条件の現況等

2 計画地の社会	的条件の現況	ग					
(1)計画地の 社会的条件 の現況	① 交通の 現況	地区周辺には、国道23号線や地方道四日市楠鈴鹿線、鈴鹿市中央道路が通っておりそれらの道路へのアクセスも容易な状況となっている。 また、近鉄名古屋線及び鈴鹿線が事業計画区域内を縦横断しており、都市部、市街地へのアクセスは道路のみならず、鉄道でも良好な状況である。					
	②土地利用 の現況	農振区域の農用地であり、水田となっている。					
	③水域利用 の現況	事業計画区域の水域利用状況は一級河川鈴鹿川を水源として、用水利 用している。					
	④生活関連 施設の現 況	a.学校施設:なし b.医療施設:なし c.公共施設:なし d.文化施設:なし					
(2)関係法令 等による地 域の指定・ 規制状況	①自然環境 保全地域 等の指定 状況	自然環境保全地域(地区)、自然公園地域(区域)、鳥獣保護区の指定状況 a. 自然環境保全地域:地域指定無しb. 自然公園区域:区域指定無しc. 鳥獣保護区域:区域指定無しd. 鳥獣保護区域特別保護区:区域指定無し					
	②土地利用 規制の現 況	都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況 a. 都市計画法:事業区域内該当無し b. 農業地域振興法:農業振興地域、農用地共に該当有り c. 森林法:事業区域内該当無し d. 砂防法:事業区域内該当無し e. 地すべり防止法:事業区域内該当なし f. 急傾斜地災害防止法:事業区域内該当なし g. 河川法:規制有り(二級河川金沢川河川区域内) h. 漁港法:事業区域内該当無し i.海岸法:事業区域内該当無し j.文化財保護法:北若松遺跡、土師南方遺跡、恵山遺跡 k.景観法:鈴鹿市全域が景観法の対象地域となっているが本事業による工作物は景観法の対象とならないため、該当無し					

3 計画地の自然的条件の現況

	1	•								
(1)地形	文献調査	文献名								
• 地質	現地調査の有無	有 •	無	(実施日時)	聴取調査の有無	有		無	
	調査結果等	調査なし								
(2)水象	文献調査		文献名 農業競争力強化農地整備事業 鈴鹿川沿岸7期地区実施計画書							
	現地調査の有無	有·	無 (実施日時:令和2	年11月)	聴取調査の有無	有		無	
	調査結果等 ① 河川、湖沼	7	二級河川金沢川左岸及び準用河川二本木川右岸に挟まれた水田であ る。							
	② 海域	事業実施区域内に海域は無し								
(3)気象・ 上层版体	調査の方法	気象庁	気象庁データ (四日市観測所 昭和42年~令和2年)							
大気質等 (4)生態系等	調査結果 文献調査 現地調査の有無		日降最風大水騒振	▶風向:不明壹:日最大風速3%壹:不明च:不明च:不明च:不明च:不明世,不明世,然前:	295mm(3.5m/s東 基地整備事			施計	浦 中	
	現地調査の有無 	「有」・	 	R	2. 5. 13 2. 9. 21 2. 10. 19	に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	有_]•	無	
	調査結果等①植物	有識者と現地調査を実施し、有識者から聴き取りを行っている。 植生の概要: ハマダイコン、ハルタデ、オオマツバウンラン、キツネノボタン、ヒサウチソウ、シロバナマンテマ、オオアマナ,アゼナルコ 貴重な植物個体:なし 貴重な植物群落:なし								

②動物 有識者と現地調査を実施し、有識者から聴き取りを行っている。 動物相の概要: 鳥類:ケリ 魚類:ドジョウ、フナ、スミウキゴリ、ハゼ、ボラ 甲殻類:アメリカザリガニ、モクズガニ 昆虫類:シオカラトンボ(幼虫)

両生・は虫類:ヌマガエル、アカミミガメ 貴重な動物:ドジョウ(環境省準絶滅危惧種)

(5)自然景 観・文化	文献調査	文献名	鈴鹿市田園環境整備マスタープラン							
財等	現地調査の有無	有・無	(実施日時)	聴取調査の有無	有・無					
	自然景観の概要: ・									
		貴重な自然景観:なし								
	②文化財、史 跡、名勝等									
		は北若松遺跡、	1蔵地 : 埋蔵文化財セ、 土師南方遺跡、恵山 ヒ財センターとの協語	遺跡を確認してい	る。このため、					
	③野外	なし								
	レクリエーション他									
(8)その他、 自然災害 等	なし									

4-2 事業計画の検討内容(複数案比較が実施できない場合)

複数案比較が 実施できない理由

本事業は、用水のパイプライン化を図り用水管理の省力化や、農道の拡幅による労働生産性の向上を行い、担い手への農地集積の促進を図ることを目的としている。このため、本事業は地域農業の持続的な発展や活性化に資する事業で あり、事業実施要綱要領上の制約があるため比較検討は行っていない。

※環境配慮事項ごとに、環境配慮度を◎○一で記入し、その配慮の内容及び配慮度の評価の理由を記入すること。

環境配慮技術指針の配慮目標

- ①循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 ②人と自然が共にある環境の保全 ③やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

環境配慮度

- ◎:十分配慮している。
 - 〇:配慮している。
- -:特に配慮する必要がない。

技術指針に基づ く環境配慮事項	環 境配慮度	環 境 配 慮 の 内 容 (一の場合は、無記入でも可)	配慮度の評価の理由
①-1 地球温暖化防止	0	事業実施前後で温暖化への影響に変化は ない。	
①-2 廃棄物対策	0	事業実施前後で廃棄物の排出量に影響はない。なお、工事中による発生材は三重 県建設副産物処理基準に基づき適切に処分する。	とができる
①-3 生活環境の保全	0	事業実施前後で生活環境への影響はない。なお、工事に際しては低騒音低振動型建設機械の使用に努める。	周辺環境への騒音・振動の低減 ができる
①-4 その他重点事項			
②-1 野生生物等の生 育空間の確保	0	事業実施後は用水管の埋設に伴い、一部の開水路は撤去されるが用水源が鈴鹿川であることから、事業実施前後と比較しても生育空間に大きな変化は見られない。このことから、事業実施前の生育空間は一定程度確保できると考える。	
②-2 希少な野生生物 の保護	0	専門家から保護を求められている希少な 生物はいないが、河川への濁水等の流出 を極力避けるよう対応したい。	生物に配慮した対策ができるため
②-3 地形、地質等の 改変の抑止	0	既設の開水路を撤去し、農道内にパイプ ラインの埋設を行うため、大きな地形地 質の改変は行わない。	地形改変の最小化
②-4 その他重点事項			
③-1 緑化、周辺景観 との調和	0	事業実施前後も農地として利用されるため、周辺環境と調和した農村風景が維持 される。	農業農村空間の維持
③-2 親水等、ふれあ い空間づくり	0	事業により農地の耕作放棄が防止される ことから、農村環境が維持される。	農村環境の維持
③-3 その他重点事項			
④上記以外の 特記事項	_		

5-2 事業計画案の環境配慮に係る評価

従来の事業等と比較 して優れている点	本事業の実施により、水管理の大幅な省力化が図られるため、担い手への農地 集積が更に加速し、耕作放棄地の解消が見込まれることにより農村環境がもっ ている多面的な効果が期待される。
今後の課題	特になし
会議での調整を要す る事柄	特になし

